

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、令和4年1月1日現在、男性75,554人、女性76,115人、総人口は、151,669人である。

年齢3区分別では、14歳以下の年少人口が16,542人、その割合は全体の10.9%、15歳から64歳の生産年齢人口が87,853人、その割合は全体の57.9%、65歳以上の老年人口は47,274人、その割合、いわゆる高齢化率は31.2%である。

埼玉県平均と比較すると、本市の生産年齢人口割合は3.5ポイントのマイナス、高齢化率は4.5ポイントのプラスとなっている。

本市の産業構造は、令和3年経済センサス活動調査（速報集計）から、4,744事業所、産業分類別の割合順では、卸売業・小売業が1,134事業所で全体の23.9%、建設業が489事業所、10.3%、医療・福祉が469事業所、9.9%、生活関連サービス業・娯楽業が465事業所、9.8%、宿泊業・飲食サービス業が437事業所、9.2%、製造業が400事業所、8.4%となっている。

また、本市では、本市経済をけん引する重要な役割を担う中小企業・小規模企業の振興を図るため、平成29年4月1日に久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例を施行し、持続的に発展するまちづくりを進めている。

(2) 目標

本市は、地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を踏まえ、久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例による持続的に発展するまちづくりを進めるため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業・小規模企業者の先端設備等の導入を促すことにより、更なる経済発展を目指すこととしている。これを実現するために、本市の独自の目標として、先端設備等導入計画の認定数を年間5件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、大多数が多様な業種の中小企業及び小規模企業で占めており、それら企業の振興を図ることが生産性の向上にも繋がるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、特定の地域に拠らず、各地域の中小企業・小規模企業が地域と調和し、暮らしやすい社会の実現に向け、地域行事に積極的に関わするなど、地域貢献に努めていることから、本計画の対象地域は、久喜市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、大多数が多様な業種の中小企業及び小規模企業で占めており、それら企業の振興を図ることが生産性の向上にも繋がるため、本計画の対象業種・事業は、久喜市内事業所における全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業であるものに関する取組みは対象としない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団に関係する取組みは対象としない。

本市が債権者となっている債権を滞納している者は除く。

人員削減を目的とした取組みは対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。